

令和3年度 日本学生支援機構(貸与奨学金)

貸与奨学金申込を希望する皆さんへ

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはなりません。返還が滞ると法的手続により返還残額を一括で返していただくことになりますので、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

なお、日本学生支援機構のホームページ上でも奨学金内容を確認できますので、ご利用ください。



奨学金申込に必要な書類

①連絡先記入表

②確認書兼個人情報取扱いに関する同意書 (第一種・第二種共通)

③スカラネット入力下書き用紙 ※記入見本を参照して必要事項を漏れなく記入すること。

※インターネットでの入力が必要。入力後に受付番号を「マイナンバー提出書」に記入すること。

④マイナンバー提出書 提出先は、大学ではありません！大学窓口でも確認をしません。

※郵便局から専用封筒を使用して日本学生支援機構へ簡易書留で郵送すること。

⑤学業成績

※高校の調査書等が取寄せに時間がかかる場合は、それ以外の書類を必ず申込期間内に提出すること！

1年次：高校の調査書(入試等の出願用は卒業見込みなので不可) ←※成績証明書と間違えないこと！
または高等学校卒業程度認定試験(高認)成績証明書

※第一種奨学金の基準：高校または専修学校高等課程の全体の評定平均値が3.5以上

2年次以上：不要 ※他大学等からの学外編入学者等は、出身学校発行の成績証明書を提出

※第一種奨学金の基準：本人の属する学部(科)の上位1/3以内

⑥奨学金申込希望理由書 (A4用紙にワープロで作成可) ※150字以上記入すること。

※スカラネット下書き用紙に直接記入した場合は提出不要

⑦振込口座貼付用紙 ※本人名義に限ります。通帳の1ページ目のコピーを貼付して提出すること。

⑧レターパックライト(大学からの返信用封筒用です)を各自で購入し、封筒の宛先にはご自身の住所・氏名・電話番号等を記入して二つ折りにして申込書類等と一緒に同封してください。

⑨(該当者のみ)長期療養費計算書 (スカラネット入力用紙J-特記情報5に該当する人)

※3.6.該当者⇒所得証明書等添付用紙に各証明書類(コピー可)を添付すること。

※5.該当者⇒長期療養者がいる場合、長期療養費計算書に領収書等を添付すること。

※長期療養者が複数いる場合は、用紙をコピーしてください。

⑩(該当者のみ)単身赴任実費計算書 (スカラネット入力用紙J-特記情報4に該当する人)

⑪(該当者のみ)収入に関する証明書

※申込冊子P33家計状況フローチャートで確認して必要な証明書類を提出してください。

2020年(令和2年)1月2日以降に就職、転職、無職、開業等がある。年金、各種手当を受給している等

(注)証明書類等については、別冊子の『奨学金を希望する皆さんへ』のP33~P39を参照して、

別紙『所得証明書等添付用紙』に添付してください。

上記の書類(マイナンバー提出除く)を提出期限までに揃えて学生センター奨学金係まで郵送してください。

⑨、⑩の計算書は、奨学金ホームページからダウンロードしてください。

新規申込から採用等の年間スケジュールについて(大学)

申し込みから推薦までの日程		
日程	内容	提出・必要書類・注意事項等
<p>本学公式サイトでの奨学金募集ページから資料請求するか、学生センター窓口で受取ってください。 ※資料請求受付から3日以内にレターパックライトで郵送予定</p>	<p>奨学金新規募集 申込書類配付 該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金を初めて申込 予約採用者で追加申込 現奨学生で追加・変更申込 保証制度(人的・機関)変更希望者 	<p>学力基準</p> <p>1年次：第一種：3.5以上 ※低所得世帯の生徒は成績基準なし 第二種：原則3.0以上</p> <p>2年次以上：第一種：成績上位1/3 第二種：標準単位修得者</p>
<p>奨学金申込期間 レターパックライトで大学に郵送してください</p> <p>第1回申込(6月採用) 4月17日(土)(必着)</p> <p>第2回申込(7月採用) 5月17日(月)(必着)</p> <p>第3回申込(8月採用) 6月17日(木)(必着) 8:45~17:00※事務休業日除く</p> <p>郵送先：郵便180-8629 東京都武蔵野市境5-8 亜細亜大学 学生センター</p>	<p>各種申込書類とスカラネット入力下書き用紙の提出日</p> <p>申込書類を受付して不備がない場合にスカラネット入力用紙(下書き)の返却とID、パスワードを交付します。 ※スカラネット入力用紙の記入見本を参考に下書きすること。</p>	<p>①連絡先記入表 ②確認書兼同意書 ③スカラネット入力下書き用紙(記入すること) ④マイナンバー提出書 ※機構へ郵送 ⑤高校調査書(1年次のみ) ⑥奨学金希望申込理由書(200字以内) ⑦振込口座添付用紙 ⑧返信用レターパックライト ⑨長期療養費計算書(該当者のみ) ⑩単身赴任実費計算書(該当者のみ) ⑪収入に関する証明書(該当者のみ)</p>
<p>第1回申込(6月採用) 申込後~4月28日(水)</p> <p>第2回申込(7月採用) 5月1日(土)~5月27日(木)</p> <p>第3回申込(8月採用) 6月1日(火)~6月28日(月) ※最終日23時59分 申込アドレス http://www.sas.jasso.go.jp/</p>	<p>①スカラネット入力(インターネット) 返却したスカラネット入力用紙に下書きしたとおりに、インターネットで申込入力してください。</p> <p>②マイナンバー提出書の郵送 スカラネット入力後に受付番号をマイナンバー提出書に記入して日本学生支援機構へ郵送</p>	<p>①スカラネット入力期限 ②マイナンバー送付期限</p> <p>第1回(6月採用)4月28日(水) 第2回(7月採用)5月27日(木) 第2回(8月採用)6月28日(月) 23時59分まで厳守 ※期限までにスカラネット入力およびマイナンバー提出書を機構へ郵送しないと奨学金申込が完了しません。</p>
<p>第1回(6月採用)6月7日(月) 第2回(7月採用)7月9日(金) 第3回(8月採用)8月6日(金)</p>	<p>奨学生採用可否通知日</p>	<p>亜大ポータルで各個人に通知予定 ※不採用の場合は、不採用通知を後日交付(郵送)します</p>
<p>採用月の11日</p>	<p>初回奨学金振込日</p>	<p>※必ず通帳に記帳して確認すること</p>
<p>採用月の下旬(予定)</p>	<p>採用書類の交付(保護者住所に郵送予定)</p>	<p>奨学生証、返還誓約書記入てびき、返還誓約書等を郵送します。</p>
<p>返還書類の提出期限 採用月の翌月下旬(予定)</p>	<p>返還書類の提出 採用者説明会で配付した返還誓約書および右欄の必要書類の提出が必要です。</p>	<p>人的：①連帯保証人の「印鑑証明書」および「収入に関する証明書」 ②保証人の「印鑑証明書」 機関：①保証依頼書(兼保証委託契約書)</p>
<p>12月中~下旬(説明会3回開催予定)</p>	<p>奨学金継続願説明会</p>	<p>継続、辞退希望に限らず全員参加 ※留学する者は父母宛に2021年1月中旬郵送</p>

問合せ先 亜細亜大学 学生部 学生センター(2号館1階)奨学金係 上田、和田、芳賀
Tel.0422-36-3195、2418 事務取扱時間9時~17時 E-mail:kousei@asia-u.ac.jp

Q & A コーナー R03 新規（定期採用）募集用

Q. 日本学生支援機構の奨学金とは。
A. 本機構の奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。 奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ必ず返還しなくてはなりません。
Q. 奨学生とは何ですか。
A. 機構では、奨学金の貸与を認められた学生の方を奨学生と呼んでいます。
Q. 奨学金（貸与型）の種類はどのようなものがありますか。
A. 日本学生支援機構奨学金には2種類の奨学金があります。 [第一種奨学金] 無利息の奨学金 です。 特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な方に貸与を行います。 [第二種奨学金] 利息付きの奨学金 です。 利率固定方式または利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれかの一方を選択します。 なおいずれの方式も利率は年3.0%が上限です。参考：平成31年3月終了者 固定0.14%、変動0.01% 第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。
Q. 奨学金はどのように支給されますか。
A. 奨学生採用決定後、原則毎月本人名義の口座に振込まれます。 貸与月額は、各学種(大学、大学院)別に定められています。
Q. 入学一時金等の貸し付けはありますか。 ※対象者は1年次、編入学者のみです。
A. 第一種奨学金や第二種奨学金の初回振込時の月額に10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の有利子奨学金を増額して貸与する、入学時特別増額貸与奨学金制度があります。 (注：初回振込は入学後になりますので、入学前には貸与できません) ※申込資格は、奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円(4人家族の給与所得世帯で年収400万円以下程度)となる者(大学院においては収入金額が120万円以下の者)、または日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んで、貸付を受けることができなかった者とします。
Q. 日本学生支援機構以外の奨学金を受けていますが、申込みできますか。
A. 日本学生支援機構では、原則として他団体奨学金との重複貸与の規制はしていませんが、他の奨学金のなかには日本学生支援機構奨学金との重複貸与を認めないものもありますので、申込する団体に照会してください。 第二種奨学金(海外)は、国費による海外留学奨学金と重複することはできません。
Q. 第一種奨学金と第二種奨学金をあわせて(併用して)受けたいのですが。
A. 第一種奨学金と第二種奨学金を両方あわせて受けること(これを「併用貸与」といいます。)を希望する場合は、学校へ相談してください。ただし、併用貸与の家計基準については、第一種奨学金の収入基準よりも厳しくなっていて、希望どおり誰でも受けられるとは限りません。併用貸与をうけた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますから将来の返還のことも十分に考えてください。
Q. 奨学金の申込方法はどのようにするのですか。
A. インターネットを利用した申込み(スカラネット)となります。申込時に必要書類(確認書兼同意書)を学校へ提出し、申込みに必要な識別番号(パスワード)をもらいインターネット入力することになります。 手続きについては、学校の提出期限を厳守して申込してください。 ※提出期限までに書類及びスカラネット入力されないと申込が完了されず採用されません。
Q. 申込み時に選択が必要な保証制度の「人的保証制度」「機関保証制度」とは。
A. 貸与を受けた奨学金の返還について、(1)貸与を受ける本人が連帯保証人等を引き受けてくれる人を探していただくか、(2)保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に連帯保証を依頼し、引き受けてもらう必要があります。 連帯保証人等を選任して保証を受けることを「人的保証」、保証機関の保証を受けることを「機関保証」と言います。 「人的保証制度」と「機関保証制度」のどちらかを奨学金の貸与を受ける本人が選択します。どちらを選んでも、奨学金の貸与を受けた本人が、奨学金の返還の義務を負っていることは同じです。
Q. 連帯保証人と保証人の違いは何ですか。
A. 連帯保証人 は奨学生本人と連帯して返還の責任を負います(原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等から選出してください。ただし、本人が未成年者(20歳未満)の場合、連帯保証人は親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)となります)。 保証人 は奨学生本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、奨学生本人に代わって返還する人です(原則として4親等以内の親族のうちで本人及び連帯保証人と別生計の人を選出してください)。

Q. 連帯保証人は連帯して返還の責任を負うとはどういうことですか。
A. 奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。そのため、奨学生本人の返済資力の有無にかかわらず、奨学生本人の返還状況によっては、連帯保証人から先に請求が行われる場合もあります。
Q. 外国在住者を連帯保証人にしてもいいですか。
A. 国内に住んでいる父母のどちらかを連帯保証人としてください。例えば、父が外国在住、母が国内に住んでいる場合は、母を連帯保証人としてください。
Q. 学力・家計とも基準内です。申込みをすれば必ず採用されますか。 ※家計基準は、『奨学金を希望される皆さんへ』P11を参照してください。
A. 日本学生支援機構の奨学金は、奨学金申込者の人物・学力・家計等について基準に照らして選考し採用します。奨学生の採用は予算の範囲内で行いますので、基準内なら必ず採用されるとのお約束はできません。
Q. 家計支持者および家計の収入はどのように算定されますか。
A. 家計全体の収入を算定します。共働き等の場合は父と母双方の合計収入になります。またはこれに代わって家計を支えている者(祖父母、兄弟等)の収入も合計して算定します。 申込時にそれぞれの収入に関する証明書の提出が必要となります。
Q. 奨学金はいつ頃交付(振込)されますか。
A. 予約採用(高校等で申込)で採用候補者になっている方は、5月14日(金)初回振込(進学届を4月16日(金)までに提出(インターネットで入力)した方が該当)になります。 ※事情等があつて4月23日(金)以降に進学届を入力した方は6月11日(金)となります。 入学後の在学採用(新規募集)で採用決定者は、第1回申込者の初回振込は6月11日(金)、第2回申込者は、7月9日(金)、第3回申込者の初回振込は8月11日(水)になります。 以後、原則毎月11日に振込されます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の休業日の前営業日に振り込まれます。ただし第二種奨学金で貸与始期を6月～9月に選択した場合、選択した月の11日です。
Q. 奨学金の振込口座について教えてください。
A. 奨学金の振込先は、 学生本人名義の普通預金口座のみ となります(貯蓄預金口座への振込はできません)。 学生本人以外(父母等)の口座へは振込できませんのでご注意ください。 ※金融機関名や口座番号が正しいかどうか確認をしてください。誤った口座情報で申込まれた場合は振込が遅れる可能性があります。 ※取扱い金融機関は、国内の普通銀行(都市銀行・地方銀行・第二地方銀行)・ゆうちょ銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫です。 以下の金融機関は取り扱いませんのでご注意ください。 × 信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、新銀行東京、農協、外資系銀行、ネットバンク、コンビニ銀行(セブン銀行等)
Q. 日本学生支援機構以外の奨学金にはどのようなものがありますか。
A. 以下のようなものがあります。 ●地方自治体の奨学金(地方自治体で独自の奨学金制度を行っている都道府県・市区町村があります)。 各地方自治体へ直接お問い合わせください。 ●国の教育ローン 日本政策金融公庫 お問い合わせ先 0570-008656
Q. 緊急採用・応急採用 緊急の申込条件を教えてください。
A. 家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等)で奨学金を緊急に必要とする場合(発生から1年以内)は、2号館1階学生センター奨学金窓口にご相談ください。随時受付しています。
Q. 「所得連動返還方式」とはどのような制度ですか？
A. 平成29年度以降の 第一種奨学金申込者が選択できる返還方式 の1つです。 従来の「定額返還方式」に加えて「所得連動返還方式」を選択できるようになりました。 貸与終了後の収入に応じて、月々の返還額(最低返還月額は2,000円)が変動し、返還期間も変動する制度です。個人番号(マイナンバー)を提出することが必要です。 保証制度は、必ず「機関保証制度」となります。
Q. 日本学生支援機構はマイナンバーを安全に管理できるのでしょうか。
A. 日本学生支援機構は、マイナンバー、及び個人情報を守るため、技術面の対策や運用ルールの見直しにとどまらず、職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、適切なセキュリティ確保体制を確立しています。 また、提出頂いたマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた奨学事務の業務の範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理を徹底しています。
Q. 日本学生支援機構はマイナンバーを何に利用するのでしょうか。
A. 日本学生支援機構では、マイナンバーをご提出いただくことで、日本学生支援機構にて審査に必要な収入情報などを収集することができるようになることから、これまで申請時に必要としていた各種証明書などの添付書類の提出を一部省略できるようになります。